

改正

平成12年3月31日訓令第3号  
平成16年12月15日告示第78号  
平成19年5月1日告示第48号  
平成21年5月1日告示第53号  
平成21年8月3日告示第74号  
平成22年4月1日告示第30号  
平成22年12月14日告示第92号  
平成23年4月20日告示第42号  
平成24年12月28日要綱第128号  
平成25年5月2日告示第54号  
平成29年10月12日告示第101号  
令和元年5月27日告示第67号  
令和3年11月15日告示第86号

信濃町建設工事等入札制度合理化対策要綱

(趣旨)

第1 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるため、次の方法により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第2 建設工事の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案して、これを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定し又は指名する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定し又は指名する。

(競争入札に参加することができない者)

第3 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加させることができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 次の各号の一に該当する事実があった者は、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 前各号の一に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者  
(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第4 建設工事並びに建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者（共同企業体（2又は3の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請負って、かつ共同施工する企業体をいう。以下同じ。）にあっては各構成員）は、次の各号の区分に応じ、それぞれに掲げるすべての要件に該当していなければならない。

(1) 建設工事の申請

ア 入札参加資格審査の申請をする日（以下「申請の日」という。）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

イ 申請の日の属する年度の10月1日（以下「資格審査基準日」という。）の直前の営業年度の終了する日（第5第2項の一般競争入札の資格審査にあっては、申請の日の直前の営業年度の終了する日）を基準とする法第27条の23第1項の規定の経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を申請していること。

ウ 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の営業年度の終了する日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。

(2) 建設コンサルタント等の業務の申請

ア 測量又は建築コンサルタントを希望する者にあつては、申請の日現在において測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

イ 建設コンサルタント等の業務の営業年数が資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。

ウ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。

(競争入札参加資格審査の実施)

第5 資格審査は、3年に1回定期に行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、定期に行う審査（以下「定期審査」という。）以外においても審査を行うものとする。

2 大型建設工事等（一件当たりの工事の予定金額が1億円以上の建設工事等をいう。）の一般競争入札に係る入札参加資格申請及び特定建設工事共同企業体（建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）の入札参加資格申請については、随時、審査を行うものとする。

3 前2項に規定するほか、町長が必要と認める場合においても審査を行うものとする。

(競争入札参加資格審査申請)

第6 建設工事の入札参加資格を得ようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）（共同企業体にあつては、共同企業体入札参加資格審査申請書）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、共同企業体にあつては第2号から第9号までに掲げる書類の添付を要しない。

(1) 経営事項審査結果通知書（法第27条の27の規定によるもの）の写し又は経営事項審査申請書（法第27条の23の規定によるもの）の写し及び経営状況分析終了通知書（法第27条の25の規定によるもの）の写し（共同企業体にあつては、構成員ごとに添付すること。）

(2) 建設業許可証明書

(3) 申請の日前3月以内に作成された町税の未納の額がないことについての証明書。また、個人にあつては市町村民税（住民税）に未納の額がないことについての証明書

- (4) 資格審査基準日の直前1年の各営業年度における事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (5) 法人の場合にあっては、現在事項全部証明書、個人の場合にあっては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の規定による登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明
  - (6) 社内規則又は委任状（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
  - (7) 技術者一覧表（様式第8号）
  - (8) 営業所一覧表（様式第2号）
  - (9) 資格審査基準日の直前2年間の各営業年度における業務経歴書（様式第3号）
  - (10) 信濃町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式第3-2号）
  - (11) 共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合に限る。）
  - (12) 共同企業体構成員資格調書（共同企業体の場合に限る。）（様式第4号）
- 2 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を得ようとする者は、建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 登録証明書（測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録を受けている建設コンサルタントをいう。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている地質業者をいう。）及び補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている補償コンサルタントをいう。）に限る。第11第2項第1号において同じ。）
  - (2) 申請の日前3月以内に作成された町税の未納の額がないことについての証明書。また、個人にあっては市町村民税（住民税）に未納の額がないことについての証明書
  - (3) 資格審査基準日の直前1年の各営業年度における事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (4) 法人の場合にあっては、現在事項全部証明書、個人の場合にあっては、後見登記等に関する法律第10条第1項の規定による登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明

- (5) 経営規模等総括表（様式第6号）
- (6) 業務経歴書（様式第7号）
- (7) 技術者一覧表（様式第8号）
- (8) 営業所一覧表（様式第2号）
- (9) 業者カード（様式第9号）
- (10) 社内規則又は委任状（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (11) 資格審査基準日の直前の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理（利益処分又は損失処理については、法人の場合に限る。）
- (12) 信濃町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式第3—2号）

3 前2項の申請書の提出期間は、別に定める。

（資格審査の項目及び基準等）

第7 建設工事の入札参加資格の審査の項目及び基準は、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）の定めるところによる。ただし、共同企業体にあつては、別に定めるものとする。

（等級格付等）

第8 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては第7の規定による審査の結果の総合数値により等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント等の業務にあつては第6第2項に規定する書類の審査の結果を、建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載する。

2 前項の規定にかかわらず、有資格者が長野県において建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載されているときは、当該等級格付等をもって前項の名簿に登載することができるものとする。

（入札参加資格の通知）

第9 町長は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長野県において申請者に通知したときは、当該通知をもって同項の通知が行われたものとみなす。

（入札参加資格の有効期間）

第10 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(競争入札参加資格の承継)

第11 有資格者の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合、若しくは包括承継が行われた場合又は建設業若しくは建設コンサルタント等の業務を譲り受けた場合は、町長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書(様式第10号)に、営業の一切を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事にあつては建設業許可証明書、建設コンサルタント等の業務にあつては登録証明書
- (2) 社内規則又は委任状(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加する場合に限る。)

3 第9及び第10の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第12 有資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (4) 廃業並びに営業を停止及び休止したときは、本人(法人にあつては、その役員)
- (5) 建設工事にあつては法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至ったとき、及び建設コンサルタント等の業務にあつては第6第2項第1号の登録を受けていない者に該当するに至ったときは、その本人(法人にあつては、その役員)
- (6) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者に該当するに至ったときは、その本人(法人にあつては、その役員)

2 有資格者は次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第11号)に、変更事項を証する書面を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本店、支店又は営業所の所在地

- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人
- (4) 許可、登録等の状況  
(申請書類の様式等)

第13 この要綱に規定する建設工事入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）の様式は、別に定める様式とする。ただし、町長が認める場合は、国又は長野県が定める申請書の様式で申請することができるものとする。

- 2 申請書等のうち、この要綱に定めのないものの様式は、それぞれの発行官公署等において定めた様式によるものとする。
- 3 申請書類の提出部数は、1部とする。  
(入札参加資格の取消し等)

第14 有資格者が第3第1項及び同第2項各号の一又は法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。ただし、町長が適当と認めた者についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。
- 3 前項の規定は、第4の要件に該当していない者の申請の場合に準用する。  
(等級別発注標準)

第15 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、別表1のとおりとする。  
(専門工事業者の決定又は指名)

第16 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定し又は指名することができる。  
(設備工事の分離契約)

第17 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。  
(指名業者の選定)

第18 業者を指名しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。ただし、建設工事については、当該工事に対する地理的

条件、施工能力等を勘案し、町長が適当と認めた場合は、当該工事金額に対応する等級に限らず業者を選定することができる。

(選定上の留意事項)

第19 第18の規定により指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表2によるものとする。

(随意契約における業者の選定)

第20 随意契約による場合の業者の選定は、第18の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(指名等の特例)

第21 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由があるときは、第18の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第22 指名業者の推せん又は選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(共同請負又は協業組合等)

第23 共同企業体を結成し、又は協業組合等を設立して入札に参加しようとする建設業者については、別に定める要領によるものとする。

(建設工事入札参加資格審査委員会)

第24 入札参加希望者について、次の各号に掲げる事項を審査するため、建設工事入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 業者の適格性の判定及び有資格者の決定

- (2) 工事種類別の施行能力の判定及び等級格付の決定
  - (3) 工事成績の及び安全成績の評定
  - (4) 入札参加資格の取消し
- 2 委員会は、副町長を委員長とし、町長が指定する職員を委員として組織する。
  - 3 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。
  - 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
  - 6 委員会の会議は公開しない。
  - 7 委員長、委員及びその他の関係者は、委員会の審議の内容を他にもらしてはならない。
  - 8 審議すべき事案について、委員会を招集するいとまがないと認めたとき、又は軽易な事案については、持廻りにより委員の審査を経ることによって委員会の審査にかえることができる。
  - 9 特定建設工事共同企業体の有資格者の決定及び等級格付の決定について、委員長が認めたときは委員会及び委員の審査に付さないことができる。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月31日訓令第3号）

（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年12月15日告示第78号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年5月1日告示第48号）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年5月1日告示第53号）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年8月3日告示第74号）

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

#### 附 則（平成22年4月1日告示第30号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年12月14日告示第92号）

この要綱は、平成23・24年度の入札参加資格審査申請から適用する。

附 則（平成23年 4 月20日告示第42号）

この要綱は、平成23年 5 月 1 日から施行し、同日以降に入札の広告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（平成24年12月28日要綱第128号）

この要綱は、平成25・26年度の入札参加資格審査申請から適用する。

附 則（平成25年 5 月 2 日告示第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月12日告示第101号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月27日告示第67号）

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

附 則（令和 3 年11月15日告示第86号）

この要綱は、令和 4 ・ 5 ・ 6 年度の入札参加資格審査申請から適用する。

別表 1（第15関係）

等級別発注標準

工事 種類 等級	工事金額					
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気通信工事	管その他工事	解体工事
A	500万円以上	700万円以上	全工事	200万円以上	200万円以上	200万円以上
B	300万円以上 8,000万円未満	600万円以上 1億円未満	3,500万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満
C	4,000万円未満	6,000万円未満	300万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
D	2,000万円未満	4,500万円未満				
E	1,000万円未満	3,500万円未満				

注 工事金額は、請負工事設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

別表 2（第19関係）

指名基準の留意事項	
(1) 審査基準日以降における	① 建設工事等入札参加者に係る指名停止要領（以下「指名停

<p>不誠実な行為の有無</p>	<p>止要領」という。)により、贈賄、業務に関し不正又は不誠実な行為等による指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>② 町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から、町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。</p>
<p>(2) 審査基準日以降における 経営状況</p>	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>
<p>(3) 工事成績の状況</p>	<p>① 指名停止要領により、過失により工事等を粗雑に行ったことによる指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>工事成績の平均が過去2年間連続して60点未満であり、明らかに請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>ただし、前年度工事成績を有しない場合は、この限りではない。</p> <p>② 工事成績の平均が過去2年間連続して80点以上であること、また、過去2年度の間に国及び県の表彰を受けていること等を勘案し、工事の成績が特に優良と認められる場合は、</p>

<p>(4) 手持工事の状況</p>	<p>十分尊重すること。 当該地域における手持工事の状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>(5) 当該工事に対する地理的条件</p>	<p>本店、支店又は営業所の所在地の状況、当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>(6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況</p>	<p>下記の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 ① 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 ② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。 ③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下で施工実績があること。 ④ 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無等を確認し、確保できると認められること。</p>
<p>(7) 安全管理の状況</p>	<p>① 指名停止要領により、町内における事故による指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 ② 町発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。 ③ 町発注工事について、過去5年間死亡事故の発生がなく、かつ過去3年間負傷者の生じた事故の発生がないこと等を勘案し、安全成績・管理の状況が特に優良であると認められる場合は、十分尊重すること。</p>
<p>(8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況</p>	<p>① 賃金不払いに関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められる場合は、指名しないこと。 ② 建設業退職金共済組合への加入状況を確認し、加入してい</p>

る場合は、十分尊重すること。

③ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

④ 現場環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に特に努めている場合は、十分尊重すること。